



三重県公報

平成14年11月8日(金)

第 1419 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 放置自動車の廃物としての認定…………… (循環システム推進チーム) 1
- 廃物として認定することが困難な放置自動車の処分…………… (同) 2
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧…………… (水産基盤整備チーム) 2
- 区画漁業の免許…………… (水産物供給チーム) 3
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧…………… (道路企画チーム) 3
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧…………… (同) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧…………… (砂 防 チーム) 6
- 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧…………… (都市基盤チーム) 7
- 三重県収納代理金融機関の一部改正…………… (出 納 局) 7

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧…………… (N P O チーム) 7
- 同伴…………… (同) 8
- 同伴…………… (同) 8
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨…………… (同) 9
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨…………… (同) 9
- 都市計画の案の縦覧…………… (都市基盤チーム) 9
- 同伴…………… (同) 10
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧…………… (建 築 チーム) 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… (同) 10
- 開発行為の公共施設に関する工事の完了…………… (同) 10
- 一般競争入札を行う 旨…………… (出 納 局) 11
- 同伴…………… (同) 12

特定調達公告

- 一般競争入札を行う 旨…………… (出 納 局) 14

告 示

三重県告示676号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第81条第1項の規定により放置自動車を廃物として認定するため、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、告示の日の翌日から14日を経過した日以後において、当該放置自動車を廃物として認定します。

平成14年11月8日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

放置されている場所	放置自動車の車名	種 別	塗色	車 台 番 号	連 絡 先
津市観音寺町 安濃川左岸	日産 パルサー	セダン	シルバー	不明	環境部循環システム推進 チーム
津市栗真町屋町	日産 シルビア	セダン	黒	不明	
津市白塚町 弁天2号樋門	ダイハツ ミラ	軽自動車	白	L200S-043965	

安芸郡河芸町 県営千里団地	トヨタ クラウン	セダン	黒	不明
三重郡菰野町 大字千種字西貝石	トヨタ チェイサー	セダン	白	GX81-6109433
津市白塚町 白塚団地	マツダ ファミリア	セダン	紺	不明

三重県告示677号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第83条第2項の規定により、第81条第1項の規定により廃物として認定することが困難で、所有者等が判明しない放置自動車を次のとおり告示します。

平成14年11月8日

三重県知事 北川 正 恭

警告書をはり付けた日	放置されている場所	車名	塗色	自動車登録番号	告示後取扱い	連絡先
平成14年7月16日	員弁郡藤原町山口	トヨタ ハイエース	パール ツートン	三河34 た6143	6月経過した 日以後処分	環境部循環シ ステム推進チ ーム

三重県告示第678号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、平成14年11月8日から同年11月29日まで三重県農林水産商工部水産基盤整備チーム及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北川 正 恭

1 出願の年月日

平成14年11月8日

2 出願者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願者

津市広明町13番地

三重県

津市観音寺町446番の20番地

三重県知事

北川 正恭

3 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

尾鷲市三木浦町字ソワイ道下4 - 5番及び字小口26 - 2番地先公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の地点のうち、の地点から の地点まで順次に結んだ線 の地点と の地点を結ぶ平成12年7月28日付け三重県指令漁振第2 - 8号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL + 1.778mにより決定）、

の地点と の地点を結ぶ満潮位（DL + 1.778m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域の地点 三木浦港第1防波堤灯台（北緯33° 59 09 東経136° 14 18 ）から339° 15 107.5m

の地点 の地点から275° 00 38.43m

の地点 の地点から185° 00 2.40m

の地点 の地点から275° 00 1.21m

の地点 の地点から295° 20 0.87m

の地点 の地点から 25° 20 2.40m

の地点 の地点から295° 20 69.26m

の地点 の地点から 24° 25 2.17m

(3) 面積

1,041,76m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

尾鷲市三木浦町字ソワイ道下 4 - 3 番、4 - 5 番、4 - 6 番及び字小口 26 - 2 番の一部並びに地先公有水面並びに平成12年 7 月28日付け三重県指令漁振第 2 - 8 号の免許に係る埋立ての埋立区域の一部並びに地先公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とJの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

A の地点 三木浦港第 1 防波堤灯台 (北緯33° 59 09 東経136° 14 18) から325° 00 61.1m

B の地点 A の地点から275° 00 55.0m

C の地点 B の地点から295° 20 82.0m

D の地点 C の地点から 25° 20 70.0m

E の地点 D の地点から111° 45 33.0m

F の地点 E の地点から 85° 00 77.0m

(3) 面積

10,147.93m²

5 埋立地の用途

護岸敷

県公共施設用地

三重県告示第679号

平成14年11月 1 日区画漁業 (かき養殖業) を次のとおり免許しました。

平成14年11月 8 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 漁場計画の際の公示番号

平成14年三重県告示第546号

2 免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

三重区第4064号

鳥羽市鳥羽 4 丁目2360番地16 鳥羽磯部漁業協同組合

3 免許の内容等

平成14年三重県告示第546号の公示内容のとおり

三重県告示第680号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路企画チームに備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成14年11月 8 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 167号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡二見町松下字南條1338番 1 地先から	旧	10.50 ~ 13.00	213.00
度会郡二見町松下字東中道1098番 1 地先まで	新	10.75 ~ 28.70	213.00

第 2

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 小船紀宝線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字津呂地706番 6 から	旧	5.80 ~ 8.60	74.30
南牟婁郡紀宝町浅里字大和田698番 3 まで	新	5.80 ~ 17.40	74.30

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市須賀利町字鈴原442番 1 から	旧	8.50 ~ 12.00	227.00
尾鷲市須賀利町字酒醒川455番38まで	新	10.00 ~ 23.00	227.00

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡海山町大字相賀字ヘタ122番38から	旧	9.00 ~ 37.40	95.50
北牟婁郡海山町大字相賀字在ノ上122番 1 まで	新	11.20 ~ 65.00	95.50

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 賀田港中山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市大字賀田町字中州584番 1 から	旧	6.40 ~ 8.20	1,162.00
尾鷲市大字賀田町字大奥銀杏977番地まで	新	9.40 ~ 13.60	1,162.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南浦海山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡海山町大字便ノ山字瀧ノ川977番 1 から	旧	3.00 ~ 7.00	96.70
北牟婁郡海山町大字便ノ山字瀧ノ川976番 1 まで	新	5.20 ~ 16.00	96.70

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南浦海山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡海山町大字便ノ山字瀧ノ川976番 1 から	旧	3.90 ~ 6.00	45.90
北牟婁郡海山町大字便ノ山字瀧ノ川974番 1 まで	新	5.00 ~ 10.70	45.90

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 片野飯高線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
飯南郡飯南町大字向粥見字岡67番 3 から	旧	3.00 ~ 8.00	220.00
飯南郡飯南町大字向粥見字岡171番 5 まで	新	4.40 ~ 9.40	220.00

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 合ヶ野松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市伊勢寺町字堀坂2852番34から	旧	9.00 ~ 15.00	19.00
松阪市伊勢寺町字堀坂2855番71まで	新	9.00 ~ 18.00	19.00

第10

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 260号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡浜島町大字南張字里内1533番 3 から	旧	4.50 ~ 21.50	2,125.20
度会郡南勢町大字田曾浦字シウズ4385番まで	旧・新	11.00 ~ 56.50	1,953.90

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高倉佐那具線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市西高倉字官者4005番 2 から	旧	6.60	39.00
上野市西高倉字官者4008番 1 まで	新	7.80 ~ 8.60	39.00

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 度会玉城線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡度会町棚橋字舟戸63番 2 から	旧	15.00 ~ 33.00	92.00
度会郡度会町棚橋字舟戸98番 2 まで	新	15.00 ~ 59.00	92.00

第13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 多田ヶ瀬山居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本807番 8 から	旧	4.00 ~ 15.00	207.00
北牟婁郡紀伊長島町長島字山居801番 3 まで	新	8.00 ~ 57.00	207.00

第14

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本807番 8 から	旧	4.00 ~ 15.00	207.00
北牟婁郡紀伊長島町長島字山居801番 3 まで	新	8.00 ~ 57.00	207.00

三重県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部道路企画チームに備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成14年11月8日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市伊勢寺町字堀坂2852番34から 松阪市伊勢寺町字堀坂2855番71まで	平成14年11月8日
県道 磯部浜島線	志摩郡磯部町山原字夏艸804番 2 から 志摩郡磯部町松山字井ノ廣524番まで	平成14年11月12日
一般国道 260号	度会郡紀勢町錦字叶越736番 5 地内	平成14年11月8日

三重県告示第682号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防チーム、北勢県民局四日市建設部及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西日野1地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市西日野町東浦
- 3 区域の土地の表示
四日市市西日野町字東浦84番地の一部、85番地の一部、86番地の一部、87番地、88番地、89番1、90番2の一部、90番5の一部、90番6の一部、90番7の一部、101番地の一部、103番1の一部、103番2の一部、104番1の一部、104番2の一部、105番地、106番1の一部、106番2の一部、110番3の一部、111番2の一部、112番1、112番2の一部、113番1の一部、113番4の一部及び122番1の一部並びに字里中2854番2の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 都市計画の種類
鈴鹿都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤チーム

三重県告示第684号

三重県収納代理金融機関（平成4年三重県告示第450号）の一部を次のように改正し、平成14年11月8日から施行します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

2の事務の範囲を次のように改める。

次に掲げるものに関する収納事務を除く収納事務

- (1) 国及び地方公共団体等からの交（納）付金
- (2) 県債
- (3) 歳出戻入に係る返納金
- (4) 歳入歳出外現金
- (5) 農業改良資金
- (6) 私人に委託した収納金（ただし、三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付金に係る歳入金、三重県総合文化センターの使用料並びに三重県立ゆめドームうえのの使用料は除く。）

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPOチーム及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成14年12月28日まで縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 申請年月日

平成14年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人三重県人権・部落史研究交流会
- (2) 代表者の氏名
和田 勉
- (3) 事務所の所在地
津市桜橋1丁目633番地

3 定款に記載された目的

この法人は、三重県人権・部落史の研究交流に関する事業を行い、人権・部落問題の解決を図り、もって人権擁護に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPOチーム及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成14年12月28日まで縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 申請年月日

平成14年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人未来カンキョウ研究センター
- (2) 代表者の氏名
今西 正行
- (3) 事務所の所在地
名張市桔梗が丘4番町5街区69番地

3 定款に記載された目的

この法人は、日本及び海外において、華道、茶道、日本舞踏などの伝統文化を始め、絵画、音楽などの文化芸術の振興普及に関する事業を行うことで、地域の文化・芸術の向上を図るとともに、国際文化芸術の交流を通じ、国際親善の推進に寄与することと、文化芸術の向上を図ることで築き上げられる地域社会との運動役を担える活動として、交通安全を主とした地域安全の推進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPOチーム及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成14年12月28日まで縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 申請年月日

平成14年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーーツアーセンター
- (2) 代表者の氏名
中村 元
- (3) 事務所の所在地
鳥羽市鳥羽1丁目2383番地13号

3 定款に記載された目的

この法人は、伊勢志摩地域におけるバリアフリーを推進・情報発信し、ノーマライゼーション文化のいきづ

く観光地とすることによって、眠っているバリアフリーマーケットを全国に先駆けて確保するとともに、地域の「もてなし」のサービス向上を図り、もって、障害者や高齢者が健常者と共に暮らすノーマライゼーション社会に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 認証年月日

平成14年10月28日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人三重花菖蒲ハンドボールクラブ

(2) 代表者の氏名

向井 弘光

(3) 事務所の所在地

鈴鹿市御園町1669番地

3 定款に記載された目的

この法人は、スポーツの普及、啓発に基づく明るい社会の実現のために、スポーツ愛好者及び青少年に対する、ハンドボールを始めとした各種競技の普及並びにスポーツ競技者の育成強化に関する事業を行い、スポーツの振興を通じた健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 認証年月日

平成14年10月28日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人With A Will

(2) 代表者の氏名

名島 健

(3) 事務所の所在地

津市大門7番15号 津センターパレス3階 津市市民活動センター内

3 定款に記載された目的

この法人は、広く地域の人々に対して、様々な生活に関する支援を行い、地域住民と共に住みやすい環境作りに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により津都市計画下水道を変更し、また、同法第18条第1項の規定により、安濃都市計画下水道を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県知事に意見を提出することができます。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 都市計画の種類

津都市計画下水道及び安濃都市計画下水道

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市基盤チーム、津市都市計画部都市計画課、河芸町建設環境部産業建設課及び安濃町環境下水道課

4 縦覧期間

平成14年11月8日から同月22日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見を提出することができます。

平成14年11月8日

三重県知事 北川正恭

1 都市計画の種類

四日市都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市基盤チーム及び朝日町企画課

4 縦覧期間

平成14年11月8日から同月22日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県松阪地方県民局建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成14年11月8日

三重県知事 北川正恭

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成14年 10月25日	株式会社三重 創建 代表取締役 岩井 健次	松阪市内五曲町45 - 7	松阪市中央町301 - 1	A	6.0	49.9

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成14年11月8日

三重県知事 北川正恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成14年 10月28日	津市あかつ台1丁目ほか6町 安芸郡河芸町大字南黒田ほか1町 (3 - 1工区、3 - 3工区、3 - 6工区)	津市西丸之内23番1号 津市土地開発公社 理事長 高橋 広幸

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為の公共施設に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成14年11月8日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市あのだつ台1丁目ほか6町
安芸郡河芸町大字南黒田ほか1町
(5-4地区)
- 2 公共施設の種類
道路
- 3 位置及び区域
6号道路
- 4 許可を受けた者の住所及び氏名
津市西丸之内23番1号
津市土地開発公社
理事長 高橋 広幸
- 5 工事完了年月日
平成14年10月28日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成14年11月8日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
保管庫他 一式(搬入、設置及び調整等諸経費を含みます。)
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
平成14年12月22日(日)とします。
 - (4) 納入場所
三重県庁本庁舎(詳細は仕様書のとおり)
- 2 入札参加者の資格に関する事項
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)により指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に示す証明書等を平成14年11月18日(月)正午までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。
なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (2) 三重県税についての納税確認書並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納チーム調達支援グループ 担当 宮崎
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成14年11月8日（金）から同月18日（月）まで（三重県の休日を含める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成14年11月22日（金）午前11時

場所 三重県津市栄町1丁目891

吉田山会館3階 第302会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成14年11月8日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

電動式移動書架 一式（搬入、設置及び調整等諸経費を含みます。）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成15年3月25日(火)とします。

(4) 納入場所

三重県立四日市高等学校

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(3)までに示す証明書等を平成14年11月21日(木)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 三重県税についての納税確認書並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書
- (3) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納チーム調達支援グループ 担当 宮崎

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成14年11月8日(金)から同月21日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成14年11月27日(水)午前11時

場所 三重県津市栄町1丁目954

三重県民サービスセンター6階 第63会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他**(1) 契約書作成の要否**

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成14年11月8日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

サーバ 2式（据付、配線、調整等一式）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成15年1月24日（金）

(4) 納入場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。**(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。****(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。****(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。****3 入札者に求められる義務**

入札に参加を希望する者は、(1)から(5)までに示す証明書等を平成14年11月29日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能等証明書**(2) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類****(3) 過去2年の間に国（公社及び公団を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書****(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し****(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し****4 入札手続等に関する事項**

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納チーム調達支援グループ 担当 稲垣
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成14年11月8日（金）から同月29日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成14年12月18日（水）午前11時
場所 三重県津市栄町1丁目891
吉田山会館 3階 第304会議室

ただし、郵送による入札については、平成14年12月17日（火）午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着として下さい。

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Server 2 units (including installation, wiring, adjustments, etc.)
- (2) Date and time for the open bidding:
The meeting for the open bidding and tenders will begin promptly at 11:00 on Wednesday, December 18, 2002. Bids submitted by registered mail must be received by 17:00 on Tuesday, December 17, 2002.
- (3) Managing Authority:
Procurement Group, Accounting Team, Bureau of the Treasury
13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570 Japan
Tel. 059-224-2772. Fax 059-224-2784

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成14年11月8日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862